

基調講演「性暴力禁止法の制定に向けて ^{ぬち}命どう宝 ^{たから} ～暴力のない世界へ～

1995年、第4回世界女性会議がアジアで始めて北京で開催されて「女性の権利は人権」、「女性への暴力は人権侵害である」と謳われて、12項目の行動綱領に「女性と暴力・紛争・人権・少女」が重点課題と位置づけられました。

その後、北京に参加した女性たちを中心に国内でもDVを含めた暴力の被害を受けた女性たちの支援活動(DVシェルターを含めた)がスタートしたと思われます。

民間シェルター運営者がネットワークを組んで支援策や国や地方自治体の政策、社会資源などを情報共有をする機会として1998年「第1回全国シェルターシンポジウム」が札幌で開催となりました。

それから一年に一度、全国の民間団体が持ち回りで大会を開催して来ました。

その間、2001年にDV防止法が制定施行となり2004年DV防止法が改正、2007年に第二次の改正、2013年に第三次の改正となりDV被害者の安全な保護から自立までの施策が確立しています。

この大会も支援現場の声と政策の矛盾をとりあげながら様々なテーマを付けてDVについて開催しています。そうしている内に、DV被害者を守るだけでなくDVが社会的に犯罪であると位置づける為の新たな法律が必須との認識から「性暴力禁止法」の制定への動きとなっています。

様々な性暴力の被害が見られる沖縄、戦後70年の節目にと性暴力禁止法の制定に向けてポジティブな行動の為に沖縄で開催となったのです。この大会と今ならばこそと参加者一同で大会アピールが出ています。

アピール文別添

(文責 貝原己代子)

☆分科会A-3 実践を持ち寄り、より良い支援を考えるワークショップ～たとえば、北海道とかちの場合～

担当団体は駆け込みシェルターとかちの皆さんでした。第一部は北海道十勝の民・官協働の支援についてと題して、これまでのとかちの実践報告がありました。そして、第二部ではワールドカフェで各地の交流を深めました。

【「とかち方式」と呼ばれる支援スタイルの紹介】北海道は広大で、十勝地方だけでもその面積は四国地方と同じくらいあります。その広い北海道では札幌を中心に女性たちが連携を取って活動を続けています。市が1つと町村が18ある地域の十勝地方で連携しながらDV被害者支援を進めてきました。道立のシェルターは札幌に1つだけであり、民間シェルターは旭川や苫小牧に8つあります。市営住宅をシェルターに使うと、募集時期ではないときに入居することになり、まわりとの関係から難しいです。また、民間の方が初期費用が少ないということもありますので、民間シェルターを活用しています。

【窓口の一本化】同行支援は、何回も各市町村に行きます。担当が違うと同じ話を何回もすることになります。最終的にはどの窓口も「うちが責任者じゃない」ということになり同行支援をしても行政手続きがなかなか進みません。そこで「DV支援の総合窓口を作ってほしい」という要望書を提出しました。帯広市議会での一般質問もあり、人口17万人の帯広市では2005年からDV被害者支援の総合窓口が設置されました。そして、2005年秋にはDV被害者支援の対応可能事項のとりまとめ表を作成しました。このように担当者が勉強すると庁舎内でスムーズな連携ができるようになり、窓口の一本化が実現しました。

【現在の連携】相談と支援の手引という冊子に相談のチェックリストを載せています。支援者の中には弁護士がおり、暴力団関係のDV被害者の保護には弁護士との連携は重要になります。現在の連携では、まず、DVセンターから警察に「DV被害者を一時保護します」という連絡を入れます。その後、帯広警察署に行き、暴力相談と家出人の不受理を依頼します。夫が来たときの対応やけがなどもあり理解のある整形外科医を必ず受診します。もちろん連携の取れる信頼できる医者との関係を作っています。弁護士に依頼するのは離婚協議に入ってからになります。一時保護中は子どもの学習支援をしており、シェルターに家庭教師を派遣しています。自立に向けては、家具や布団、衣類などの見積書を作成し、柔軟に対応してくれる支援業者と連携しています。

【連携による成果】行政の担当者にDV被害の理解が進み自覚が生まれてきています。庁舎内の連携が進み、生活保護や子どもの支援でDV被害者を見つけることもあります。十勝総合振興局環境生活課の行うDVに関する研修には、市町村の職員も参加しています。支援内容も充実してきており、専門家やスタッフの負担の軽減につながっています。いまだに無理解な職員との対応には時間もかかり、こちらも大変疲れます。人脈を作ることは非常に大事なことだと思います。安全で安心な信頼のできる業者、とくに女性のケアマネとの連携は大切です。手帳の取得から障害認定やグループホームへの入所など、ケアマネによってきちんとした対応ができるようになっています。

【まとめ】 このように十勝地方では、行政はもちろん民間業者との連携も進んでいます。障がい者や高齢者も多く、ケアマネとの連携は力強い支援につながります。北海道という特色を活かした連携によるDV被害者支援の実践について学ばせて頂きました。
(文責 下市このみ)

☆分科会 B-1 LGBTQへの暴力と社会的支援 ―これまでとこれから 婦人相談所相談支援指針における、セクシュアルマイノリティへの主訴別対応を巡って

厚労省が今年4月、女性相談所・支援指針に性的マイノリティの相談対応を明記しました。指針の意義を現在支援している当事者団体から支援の実態を伺い、共有しました。

同性同士のDV被害などを支援したシェルターの団体からの具体的なケースは、あらためて異性間だけで性暴力・DV被害が起こるわけではないことを実感しました。高知県でモデル的にシェルター支援をした団体はあらたに就労支援にも取り組んでいることも報告。LGBTIの方々の生きにくさをどう支援するか、相談業務、就労支援、ピアサポートなど具体的に支援できるように、支援者も含め、性的マイノリティの方々への理解を深め受け止め共存する社会の必要性を感じました。

タイトルのLGBTQのQはクアといい区切りのないという意味で、定義にあてはまらない多様な方々もいるということで 大きなタイトルにかかっています。現在施策の対象はインターセックスのIの方まででこういう表現となっています。

(文責 竹永光恵)

第18回全国シェルターシンポジウム2015in沖縄 大会アピール

1995年北京世界女性会議から20年、そして戦後70年の節目となる年に、日本中の、世界中の、心ある人々の想いは届かず、安保法制関連法案が強行採決されました。そしてここ沖縄では、第二次世界大戦以来の県民の苦難と平和を求める人々の意志がふみにじられ、辺野古の基地移設工事が進められようとしています。

日本の社会が暴力的な傾向を強めていることと、女性や子どもに対する暴力被害が過酷化・深刻化の度合いを深めていることとは無関係ではありません。「男女間における暴力実態調査」(内閣府2014年)では、DV被害を受けた女性の9人に1人が生命を脅かされ、デートDV被害者の4人に1人、ストーカー被害者の3人に1人が殺されるかもしれない危険な被害を体験しています。さらに、子どもたちをターゲットとする残虐な性暴力犯罪も後を絶たず、性の商品市場で搾取される若年女子の性暴力被害が大きく顕在化してきました。

女性の人権を侵害し生命の存続を脅かす「暴力」の根絶なしに、「すべての女性が輝く社会」の実現はありません。沖縄から、日本の社会から、世界のあらゆる地域から、女性に対する暴力をなくすために、私たちは以下の通り要望いたします。

- 一、私たちは、女性や子どもに対する暴力のない社会の実現をめざし、包括的な「性暴力禁止法」の制定を求めます。
- 一、私たちは、法制審議会で検討が開始された強姦罪の見直しを含む刑法の改正について、被害当事者及び支援関係者の提案を尊重し、性暴力被害の実態を反映した抜本的な内容とすることを求めます。法務大臣によって強姦罪の法定刑の下限の引き上げ(現在3年)、親告罪の廃止、男性被害者も認めること、監護者による性暴力の重罰化が現在諮問されています。しかし、それだけでは足りません。暴行・脅迫要件の見直し、監護者を除く力関係を利用した性暴力の処罰化、夫婦間の強姦、性交同意年齢(現在13歳)の引き上げ、公訴時効の停止なども今回の法改正に盛り込むことを強く求めます。
- 一、私たちは、緊急保護命令の導入、加害者に対する不処罰を終焉させるためのDV罪の新設などDV防止法の抜本的改正を求めます。
- 一、私たちは、当事者支援の主要な担い手である民間サポートグループ及び性暴力救援センター等に対して、国の責任による財政支援の確立を求めます。
- 一、私たちは、「DV・性暴力被害者回復支援センター」および「女性・子どものための中長期回復支援センター」を、都道府県に一か所以上設置することを求めます。
- 一、私たちは、DV・性暴力被害者の回復支援と人権救済システムの確立の法的根拠となる「性暴力被害者支援法」の制定を求めます。

2015年11月8日

第18回全国シェルターシンポジウム2015 in沖縄

参加者一同